

東京都道公共基準点使用方法

1. 作業者は、立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を記した依頼文書を提出し協力を求めること。また事前に立ち入る施設の管理者に連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
2. 施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし管理者から指定された場合はそれに従うこと。
3. 作業者は、使用時には使用承認書を常時携帯し、作業目的を明示した腕章をすること。
4. マンホールの開閉は、専用の開栓器を使用すること。蓋を閉める際は、蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。一時的に基準点から離れる場合はその都度蓋を閉じること。
5. 基準点本体、立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
6. 作業者は、測量標及びその周辺に異常を認めた場合や、測量標付近に工事の予定が有る場合はすみやかに基準点管理者に連絡すること。
7. 作業者は、測量標の使用を完了した時は、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
 - (1) 東京都道公共基準点使用日報
 - (2) 新点の精度管理表の写し
 - (3) 成果表、網図の写し
 - (4) 使用した公共基準点の現況写真
 - (5) 東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）